

第2章 前期基本計画

施策の体系

まちづくりの基本目標（6つの施策の柱）と施策は次のとおりです。

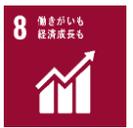
	基本目標	施 策
基本目標1	多様なひと 考え方が尊重され 想いをかたちにする くしま ～市民活動・行財政分野	1-1 市民主体のまちづくりの推進
		1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成
		1-3 自治体経営の推進
基本目標2	ともに寄り添い 支え合い 自分らしく活躍する くしま ～保健・医療・福祉分野	2-1 保健・医療の充実
		2-2 地域福祉の充実
		2-3 高齢者福祉の充実
		2-4 障がい者福祉の充実
		2-5 子育て支援の充実
		2-6 社会保障の充実
基本目標3	まなび 育み 夢叶え 未来へ翔びたつ くしま ～教育・文化分野	3-1 学校教育の充実
		3-2 生涯学習・生涯スポーツ社会の確立
		3-3 青少年の健全育成
		3-4 地域文化の継承・創造
基本目標4	つくり そだてる 交流と魅力あふれるまち くしま ～産業振興分野	4-1 農林水産業の振興
		4-2 商工業・地場産業等の振興
		4-3 観光・交流活動の振興
		4-4 雇用・勤労者対策の充実
基本目標5	みんながつながり 安心と安全 スマートなまち くしま ～生活基盤分野	5-1 道路・交通ネットワークの整備
		5-2 スマートシティの推進
		5-3 住宅・市街地の整備
		5-4 交通安全・防犯体制の充実
		5-5 消防・防災・救急体制の充実
		5-6 消費者対策の充実
基本目標6	豊かな自然の恵みと共存し 持続するまち くしま ～環境保全分野	6-1 エネルギー施策の総合的推進
		6-2 生活環境の整備
		6-3 上下水道の整備
		6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全
		6-5 景観の保全・形成及び土地利用

基本目標 1 多様なひと 考え方が尊重され 想いをかたちにする くしま

～市民活動・行財政分野

施策 1-1	市民主体のまちづくりの推進
--------	---------------

■ SDGs との連携

連携する SDGs	 8 働きがいも 経済成長も	 10 人や国の不平等をなくそう	 11 住み続けられるまちづくりを	 16 平和と公正をすべての人に	 17 ハートナッシュで 目標を達成しよう
	目標 8 (経済成長と雇用)	目標 10 (不平等)	目標 11 (持続可能な都市)	目標 16 (平和)	目標 17 (実施手段)

■ 施策の目的

市民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりや郷土意識の継承による魅力あるコミュニティの形成に向け、コミュニティ活動の拡充と活性化への取組を支援します。そして、広報・広聴活動の充実と情報発信の強化を図り、市民主体のまちづくりを推進します。

■ この分野の現状と本市の取組

地方分権が進展するとともに、財政状況が一層厳しさを増すことが予想される中で、ますます高度化、多様化する市民ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、これまで以上に市民参画を進めていく必要があります。そこから生まれるコミュニティ活動は、地域での連帯感や地域社会への関心が希薄化している現代社会において、地域の福祉、環境保全、防災・防犯、児童・青少年の健全育成などで大きな役割を果たすことが期待されています。

本市では、153 自治会においてその活動等が行われていますが、その活動や自主性を尊重しながらも少子化や核家族化、高齢化、生活様式の変化、過疎化の進行など直面する課題をしっかりと見据えることが必要です。そのため、地域における暮らしを持続可能なものとするため、集落支援員を配置し集落点検を継続するとともに、自主的・主体的な組織の設立を推進し、地域の課題は地域で解決する「共助」の仕組みづくりにより、持続可能な地域づくりを推進しています。

広報・広聴活動と情報発信については、情報通信技術（ICT）産業の発展に伴い、従来のパソコンや携帯電話に代わってスマートフォンが急速に普及し、拡散性や双方向性のあるソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）も多様化しており、積極的に情報収集や情報発信を行う人々も増えています。

本市では、広報くしまや公式サイトを中心とする広報活動を推進するとともに、広報・公

聴の新たな手段として、新たなメディアに対応する必要性が高まっているため、膨大な情報量の中にあっても埋もれない、興味を持っていただける広報・広聴の手段を研究します。また、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、情報公開を推進しているほか、参画・協働の仕組みづくりに努めています。

■ この分野における今後の課題

地域づくりは、地域住民の主体性を育てることが重要であり、少子高齢化等が進むことで集落自体の存続が問われていきます。その際、地域住民が支えあえる関係性であり、課題解決に向けた協議の場や実行の場を地域住民自らが創出していくことが今後の大きな課題です。今後は、これらの取組をさらに発展させ、市民一人ひとりが主体性を持ち発言・行動できる基盤づくりを実施していくことが必要です。

また、多様化する情報発信手段の中でそれぞれの特性を理解し、発信する内容の受け手（ターゲット）に適した媒体を選択するとともに、効果を分析し改善を図るなど、目的に応じた広報媒体の選定と効果の検証を戦略的に実施していくことが必要です。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) 地域協働のあり方の模索と確立	<p>様々な団体が連携・協力し、地域の課題は地域で解決する「共助」のあり方として、住民の自発的な活動の取り組みを持続的に実践する仕組みづくりを進めていきます。</p> <p>そのために、集落支援員を配置し、集落点検を行うとともに、多世代間の交流や居場所づくりをはじめとした、一人ひとりが大切にされる地域づくりを目指します。</p>
(2) コミュニティ意識の高揚	<p>地域コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況等についての広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加と連携を促進するとともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。</p>
(3) コミュニティの活性化支援	<p>ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動など様々なコミュニティ活動の支援を図ります。</p> <p>また、Web を利用した会議等が可能なワーキングスペースの設置など、活動形態の多様化に対応できるような環境づくりに努めます。</p>
(4) コミュニティ施設の整備・充実	<p>地域住民のふれあいの場、活動の場として、老朽化した施設の建替えなどコミュニティ施設の整備・充実に努めます。</p>

施 策	内 容
	<p>また、教育施設の開放など既存施設のコミュニティ施設としての有効活用を検討します。</p> <p>さらに、地域によるコミュニティ施設の自主管理・運営を促進するとともに、施設のバリアフリー化を進めます。</p>
(5) 協働のまちづくり に向けた市民参画 の仕組みづくり	<p>市民の多種多様なニーズによる課題に対応し、市民の意見や発想を起点とした行政の推進に向けて、各種行政計画の策定における委員等の一般公募、ワークショップ、パブリックコメントの拡充など市民との対話、市民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを進めます。</p>
(6) 市民団体等の育成・支援	<p>多様な市民団体の自主的な活動を育成・支援するほか、活動に参加しやすい環境づくり、自走できる仕組みづくりに努めます。</p>
(7) 広報・広聴活動の充実、情報発信の強化	<p>広報紙、公式サイト等の内容充実を図るとともに、政策・施策に市民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報紙や、公式サイト及びソーシャル・ネットワーク・サービスをはじめ 5G 時代に対応した情報の充実と必要とされるコンテンツの整備、道の駅くしまを利用した情報発信や意見聴取、各種アンケートの実施や各種団体における広聴活動など、市民と行政の情報交換を積極的に進めます。</p>
(8) 情報公開の推進	<p>市民への説明責任を果たし、市政運営の透明性の確保を図るため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進するとともに、文書管理の徹底を図るため、全職員が共通の認識を持てるよう、研修会等を実施します。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
市民主体による地域の課題解決に向けた組織の活動範囲	%	0	30.0	50.0	

※目標指標は、「目標値」を掲げ、現状値と比較して、どれだけ施策の成果が進んだのかを毎年度点検します。この手法は、「バックカスティング」という手法で、未来のある時点に目標を設定しておき、そこから振り返って現在すべきことを考える手法です。また、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットの実現を支えるよう、本市の基準にあわせた指標として掲げることに努めています。以下、すべて指標は同じ考えによっています。

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none">・ 串間市公共施設等総合管理計画・ 串間市過疎地域自立促進計画
------	--

■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 一人ひとりが地域のコミュニティを構成する一員であるという認識を持ち、コミュニティ活動等に積極的に参画します。・ 地域の人材を生かし、参加しやすいコミュニティ活動の展開を図ります。・ 自主的・自発的に委員等の一般公募やアンケートなどに参画して、行政活動に意見を反映します。・ 市の広報紙、市公式サイト等に掲載される行政情報に関心を持ち情報の把握に努めます。・ 5G時代に対応した新たな情報発信手段に関心を持ちます。
地域・ 団体・ 事業者	<ul style="list-style-type: none">・ コミュニティ活動への積極的な貢献に努めます。・ 地域が抱える課題を地域で解決する組織の設立を目指し、自治会、学校、消防団をはじめ、医療、福祉、防災、防犯など様々な分野の団体・行政が協働し参画します。・ 相互の連携を深めます。・ 市民団体の活動を活発に行います。・ 情報公開・提供を通じて、積極的な情報発信に努めます。・ 市政情報の公開等によって得た内容は、適正に利用します。・ 市の広報紙を正確に速やかに漏れなく地区住民に配布します。・ 施設内に広報紙の配布コーナーを設置します。

施策 1-2

男女共同参画・人権尊重社会の形成

■ SDGs との連携

連携する SDGs	 5 ジェンダー平等を 実現しよう	 10 人や国の不平等 をなくそう	 16 平和と公正を すべての人に
	目標 5 (ジェン ダー)	目標 10 (不平 等)	目標 16 (平和)



■ 施策の目的

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、その意識づくりや環境づくりを進めます。

また、一人ひとりの人権が尊重され、人権の大切さを再認識するとともに、差別や偏見のない社会を築くための取組を総合的に進めます。

■ この分野の現状と本市の取組

男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別・年齢にかかわらず一人ひとりがその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

このような中、本市では、男女共同の意識醸成を促すため、職員研修をはじめ、地域内における共同活動の推進を目的とした地域での検討会や研修会を実施してきました。

また、「基本的人権の尊重」を保障するため、関係諸制度の整備など、多様な取組が進められてきましたが、今もなお同和問題・子ども・女性・障がい者・高齢者・在住外国人、その他様々な人権問題や、ハラスメント、DV やストーカー行為等の男女間における被害が存在します。こうした背景には、現代社会が内包している問題として、心の問題を軽視する傾向、地域社会のつながりや人間関係の希薄化、効率性と成果を優先する価値観などが挙げられます。

このような中、本市では、男女が平等に生活や活動ができる職場・家庭・地域などの社会環境の整備に向けた様々な取組を進めてきました。

また、人権問題の解決に向け、学校教育、社会教育において、さらには家庭や地域、職域などあらゆる機会をとらえて啓発・教育施策を推進しています。

■ この分野における今後の課題

市民一人ひとりが男女共同における理念をしっかりと理解したうえで、職場や家庭といった立場にかかわらず個々の能力を発揮することが重要となりますが、その価値観を浸透させることが今後の課題といえます。

そのためにもこれまで同様、研修会の実施や広報・啓発活動等を継続的に推進する必要があります。

また、関係機関・団体等との連携強化のもと、実践的な指導者の育成や内容・教材等の充実を図りながら、新たな諸課題を含め、人権問題全般の解決に向けた教育・啓発を効果的かつ継続的に推進する必要があります。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) 男女共同参画に向けての意識づくり	<p>研修会の実施や広報・啓発活動等を通じ、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。</p> <p>また、学校・地域・家庭など、あらゆる機会をとらえて、さまざまな方法で、世代や社会環境などに応じた男女共同参画に関する教育・啓発活動を推進します。</p> <p>さらに、配偶者暴力をはじめ、男女共同参画に関する市民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。</p> <p>今後は、関連する基本計画に基づき、各種施策が確実に実行されるよう、実施計画による進捗管理を行います。</p>
(2) 男女が共に生きる環境づくり	<p>男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、女性の職業生活における活躍のために、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発等を行うとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進をはじめ、子育てや介護のための社会支援の充実と職場等の環境整備の促進など、仕事と家庭生活の両立支援に努めます。</p> <p>また、情報提供や活動支援等を通じ、地域活動における男女共同参画を促進します。</p> <p>さらに、女性団体・リーダーの育成や審議会等への女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。</p>
(3) 自立した生き方づくり	<p>一人ひとりが自立し、自分らしい生き方ができるよう、自立・能力開発の視点に立った学習機会や情報の提供に努めるとともに、男女や子ども、高齢者など身近な人権だけでなく、障がい者や外国人など、あらゆる人権の啓発に取り組みます。</p>

施 策	内 容
(4) 人権教育・啓発の推進	<p>地域の実情に即して実践できる指導者の育成、ニーズに合ったプログラムや教材の開発・整備、人権問題に関する意識調査の実施等を図り、人権教育・啓発推進体制の充実を図ります。</p> <p>また、市民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現われるような人権感覚を持つことができるよう、学校、家庭、地域、職域その他あらゆる場において、人権擁護委員の活用を図り、さまざまな方法で人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。</p>
(5) 人権問題に関する相談体制の充実	<p>人権擁護委員や民生委員・児童委員等と連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護等の取組の充実を図るとともに、広報紙や市公式サイトなどを活用し、人権擁護委員の存在や役割などの周知を図ります。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
審議会などにおける女性委員の割合	%	26.5	28.2	30.0	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間市男女共同参画基本計画 ・ 女性活躍推進法に基づく串間市特定事業主行動計画
------	--

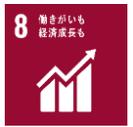
■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画について学びを深め、男女共同参画社会の実現を目指します。・人権についての理解を深め、一人ひとりの人権を尊重します。・身近な地域で相談ができるような環境と人的ネットワークをつくれます。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">・男女が職業生活と子育て、介護などの家庭生活とを両立することができるような職場づくりに努めます。・女性の継続就業・登用に取り組みます。・各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。・組織内における人権教育を推進します。・組織内に、気軽に相談ができるような職場環境をつくとともに、必要時に各専門機関へ確実につなぎます。

施策 1-3

自治体経営の推進

■ SDGs との連携

連携する SDGs				
	目標 8 (経済成長と雇用)	目標 11 (持続可能な都市)	目標 16 (平和)	目標 17 (実施手段)

■ 施策の目的

市民に信頼され、安心して生活できる行財政運営を進めるため、その効率化に取り組みながら、行政サービスの向上に努めます。

■ この分野の現状と本市の取組

人口減少・少子高齢化、グローバル化が進展する中、多様化する住民ニーズや複雑化する行政課題に的確な対応が求められています。そして、市民と協働しながら自らの進むべき方向を自らが決定し、具体的な施策を実行していくことのできる経営能力が強く求められています。

また、責任ある質の高い行政サービスを実現するためには、時代の要請に対応しつつ、限られた経営資源を効果的、効率的に投入し、自主性と自立性の高い自治体経営を進めていくことが求められます。本市では、これまで「自立推進行政改革プラン」等に基づき、行政組織の再編をはじめ、歳出の削減、定員の削減、事務事業の再構築、情報化の推進など効率的、計画的な行財政運営に努めてきました。

人材の育成については、人事評価制度を人事管理の基礎として活用することや、人事評価制度と研修制度を連携させたトータル研修プログラムの導入、平成 28 年 3 月に策定した「女性活躍推進法に基づく串間市特定事業主行動計画」との整合性を図るなど、串間市人材育成基本方針の見直しを行い、職員の資質向上に努めてきました。

■ この分野における今後の課題

行財政改革に関する指針のもと、これまでの成果を踏まえながら、事務事業や組織・機構の見直し、能力に応じた適正な職員配置、定員管理の適正化、職員の資質の向上などに加え、AI やビッグデータを活用した効率化の可能性を模索するとともにエビデンス（根拠）に基づいた事業の PDCA の推進など行財政改革を継続的に推進していく必要があります。

また、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種・多様化しています。さらに、本市は人口減少に伴い、生産年齢人口も減少しているのに対して、高齢化率

は増加することによって、税収等の歳入が減少し、社会保障費等の歳出が増加することで財源不足が予想されることから、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

今後、自主性・自立性をさらに高め、将来にわたって持続可能な自治体経営を進めていくためには、行財政全般について常に点検・評価し、さらなる改革を進めていく必要があります。

■ 主要な施策

施 策	内 容
(1) 健全な財政基盤の確保	<p>限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。</p> <p>また、関係各課と連携し、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、課税対象の的確な把握や収納率の向上等に努めるとともに、新たな収入源の導入を図るなど自主財源の確保に努めます。また、国・県等の制度事業を有効に活用しながら事業を展開します。</p> <p>今後も当初予算編成方針、債権管理指針等のもと、これまでの成果を踏まえながら、経費の見直しを行い、歳出や市債発行の抑制、納付環境の整備及び現年度分の滞納への早期対応による収納率の向上に努めるなど、行財政改革を継続的に推進します。</p>
(2) 効果的・効率的な財政運営の推進	<p>財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し、選択と集中の理念の下、優先順位の明確化や整理統合を図るとともに、今後も行政評価を活用し、効果的・効率的な財政運営を推進します。</p>
(3) 広域行政の推進	<p>周辺自治体との連携のもと、日南・串間広域市町村圏協議会等を活用し、広域施策・共同事業の効率的な推進に努めます。</p> <p>推進に当たっては、国・県等の動向を勘案し、各自治体の地域性を重視しながらも、宮崎県だけでなく、隣県の鹿児島県域を含む広域でのスケールメリットを活かした広域行政のあり方について検討し、それに基づく取組を推進します。</p>

施 策	内 容
(4) 行財政改革の推進	<p>令和3年度を初年度とする第5次串間市自立推進行政改革プランに基づき、自主性・自立性のさらなる強化に向け、実情に即した行財政改革を総合的、計画的に推進するとともに、行政評価制度の活用により、事務事業のさらなる見直しを行い、補助金や使用料・手数料等の見直し、指定管理者制度の活用、民間委託等を推進します。</p> <p>さらに、同プランの中で ICT の利活用を加え、ICT 環境の整備を図り、行政サービスへの展開を研究しながら技術的・財政的に可能なものを積極的に採用していきます。</p> <p>また、時代に即した組織・機構への再編を適宜行うとともに、定員管理及び給与の適正化を図りながら、さらなる行財政改革に取り組むこととします。</p>
(5) 人材の育成	<p>人材育成基本方針を見直し、職場環境の充実や職員意識の改革、職員研修の充実等を進めるとともに、能力主義・成果主義に基づく人事評価制度を推進し、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。</p> <p>また、人工知能（AI）、ビッグデータ、IoT など、高度化する情報技術を一定程度理解し、市民生活における利便性の向上、サービスの充実に生かせる職員の育成を図ります。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
経常収支比率	%	92.4	92.0	92.0	
市税収納率（過年度分を含む）	%	92.52	93.00	93.50	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間市自立推進行政改革プラン ・ 串間市公共施設等総合管理計画 ・ 串間市公共施設等個別施設計画 ・ 串間市人材育成基本方針
------	---

■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・納税の義務を果たすとともに、行政サービスに対する適正な負担を行います。・市の財政に対し関心を持つように努めます。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">・市政情報の公開等によって得た内容は、適正に利用します。

基本目標 2 とともに寄り添い 支え合い 自分らしく活躍する くしま

～保健・医療・福祉分野

施策 2-1	保健・医療の充実
--------	----------

■ SDGs との連携

連携する SDGs			
	目標 3 (保健)	目標 4 (教育)	目標 16 (平和)



■ 施策の目的

すべての市民が健康で元気に暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、地域・行政・医療機関などが連携した、健康に関する教育・指導・相談などの体制を整え、市民が主体となる健康づくりを推進します。

■ この分野の現状と本市の取組

健康に対する人々の関心は高まってきており、自主的な健康づくりを支援する環境の整備が求められています。

また、人口構造及び疾病構造の変化、就業・家族構造の変化、価値観の多様化といった社会環境の変化に対応するため、安心・信頼の医療の確保と予防医療の重視、医療費適正化の総合的な推進が図られています。

本市ではこれまで、生活習慣病の予防、早期発見・治療による寝たきり予防（介護予防）のため、健康診査をはじめ、各種検診の受診率の向上に向けた取組や生活習慣や食習慣についての学習機会など各種保健事業を展開してきました。

また、医療については、市民病院と関係医療機関との連携のもと高度化・多様化する市民の医療ニーズに対応しています。

本市は、胃がんによる死亡率が高いことに加え、医療費も高いことから、平成 18 年度から特に「胃がん」に絞って、早期発見・早期治療のためのヘルスコミュニケーションを駆使した「胃がん検診」対策として、バス検診受診者の目標を定め、受診率アップに取り組んでいます。

母子保健分野においては、妊産婦健康診査費助成や不妊治療費助成などを実施し、経済的負担軽減及び健康状態の把握に努めています。

また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行っています。

■ この分野における今後の課題

串間市民病院及び串間市総合保健福祉センターを「保健・医療・福祉連携施設」と位置づけ、両者の連携による総合的なサービスを提供するとともに、学校や職場など関係機関と連携し、市民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実に努める必要があります。

また、高齢化の進行とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想されます。

このため、市民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化や救急医療ニーズの増大に応えられるよう、市民病院をはじめ地域医療体制の充実に努めるとともに、安定した医療サービスを提供すべく南那珂医師会等と連携・協力して救急医療体制の充実を図る必要があります。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進	<p>広報・啓発活動の推進や教室・イベントの開催等を図り、市民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。</p> <p>また、健康づくりに関する自主組織の育成・支援に努め、市民の主体的な健康づくりを促進するとともに、今後はその取組が市民全体に浸透するよう、広報紙や市公式サイト・フェイスブック等の利用も積極的に推進します。</p> <p>さらに、若者を対象にしたワークショップなどを開催し、健康づくりの意識高揚を図ります。</p>
(2) 各種健診の充実	<p>関係機関等と連携し、生活習慣病予防に向けた特定健診の実施をはじめ、がん検診等各種健診の充実を図ります。加えて、新規に胃がんリスク層別化検査を導入します。</p> <p>また、特定保健指導の実施や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実を図ります。</p>
(3) 母子保健の充実	<p>妊娠期からの健康診査・個別指導をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、相談・指導体制など各事業の一層の充実に努めるとともに、関連部門が一体となって安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取り組むとともに、妊婦健康診査費の助成や未熟児養育医療費の給付、不妊治療費の助成の充実に努めます。また、事業を通して、支援が必要な対象者の現状を把握し、早期支援に繋げていきます。</p>
(4) 精神保健対策の推進	<p>広報紙の活用により精神保健や「こころの病気」の正しい知識の普及に努め、早期に相談機関を利用し適切なサービス</p>

施 策	内 容
	<p>が受けられるよう支援します。</p> <p>また、相談を受けやすい体制を整備し、関係機関との連携により適切な相談対応に努めるとともに、行政からの情報発信の仕組みづくりを行い、学習機会の提供など社会復帰のための支援にも努めます。</p>
(5) 歯科保健の推進	<p>歯科保健に関する市民の意識の高揚や相談事業の継続実施、歯科健診の受診勧奨や歯科保健に関する周知啓発活動を行い、生涯を通じた歯の健康づくり（妊娠期から乳幼児期、学童期、成人・高齢期）の充実に努めます。</p>
(6) 感染症対策の推進	<p>関係機関との連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及と感染拡大防止体制の充実に努めます。</p> <p>また、予防接種が感染症の発生及びまん延の予防、公衆衛生水準の向上並びに国民の健康の保持に著しい効果を上げてきたことから、今後もワクチンに関する正しい知識の普及を進め、市民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進していきます。</p>
(7) 食育の推進	<p>関連部門が一体となって、食育推進の4本柱（食のバランス、健康、地産地消と伝統料理、食文化と食環境・食の安全）に沿った各種施策を全世代を対象に推進し、周知に努めます。</p>
(8) 地域医療体制の充実	<p>市民病院、市内医療機関や近隣自治体との機能分担と広域的連携のもと、病病連携・病診連携体制の整備・充実を進めるとともに、地域包括ケアシステムの深化と、宮崎大学との連携のもと、地域医療を推進していきます。</p> <p>また、遠隔診療などの新しい技術の導入を進めます。</p>
(9) 市民病院・市木診療所の充実	<p>市民病院については、経営の健全化と機能の充実とともに、宮崎大学との連携、宮崎県医師確保対策推進協議会や医師会等との情報共有を図って、医師確保と産科・婦人科・耳鼻咽喉科の誘致に取り組みます。</p> <p>また、市木診療所については、地域医療のため、これまで以上に大学、県立病院等との連携を図り、今後の体制づくりを検討していきます。</p>
(10) 救急医療の充実	<p>関係機関と連携・協力して、休日・夜間の救急医療体制の充実を図ります。また、市民病院では診療が困難な小児、脳神経外科、循環器科等の救急に対応するために、第二次、第三次医療機関との連携を図ります。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
健康寿命（男性）	歳	82.00	82.50	83.00	
健康寿命（女性）	歳	85.27	85.77	86.27	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間市健康増進計画 ・ 串間市保健事業実施計画 ・ 串間市母子保健計画 ・ 串間市高齢者保健福祉計画・串間市介護保険事業計画 ・ 串間市過疎地域自立促進計画
------	--

■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくりへの関心をさらに高めに関する正しい知識、よりよい生活習慣を身につけます。 ・ 周囲の人への声かけや地域での見守りにより、心身の不調や生活の変化に気づくことができるよう、行動します。 ・ 市内にかかりつけ医師（医院）を確保するよう努めます。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らが持つ知識や技術等を活用し、市民の健康づくりを支援します。

施策 2-2

地域福祉の充実

■ SDGs との連携

連携する SDGs	 3 すべての人に 健康と福祉を	 11 住み続けられる まちづくりを	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	目標 3 (保健)	目標 11 (持続可 能な都 市)	目標 17 (実施手 段)

■ 施策の目的

すべての市民が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくりに向けて、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携を強化するとともに、地域住民も参画を目指した地域福祉の向上に努めます。

■ この分野の現状と本市の取組

少子高齢化や核家族化の進行に伴う生活様式の多様化により、地域住民同士のつながりが希薄になる一方で、生活困窮・虐待・社会的孤立といった福祉課題はこれまでも増して複雑化しています。複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、「支える側」「支えられる側」に分かれるのではなく、市民一人ひとりが役割を持ち、福祉活動の担い手として各種の活動に自主的に参画する地域福祉の推進が不可欠です。関係機関が連携し、各分野の枠を超えた包括的な支援体制を構築することが求められています。

また、自己決定の理念の基に、市民の理解と地域での支え合いの促進、高齢者・障がい者の自立と社会参画への支援、保健・福祉サービスの充実など、すべての人が地域で自立した生活ができるようバリアフリー社会の実現が求められています。

本市では、地域福祉活動の中核的な役割を担っている社会福祉協議会が、地域福祉に関する事業を企画・実施し、地域に密着した住民参画型の活動を展開しています。様々な地域福祉課題に対し、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体等と一体となって、地域住民の交流や支え合い活動などを支援しています。

本市の道路や道の駅周辺、公共施設などにおいては、段差の解消や歩道の整備・改良などを進めてきましたが、高齢者や障がい者、子どもなどが安全に通行・使用できる環境の整備、環境づくりがさらに必要になっています。

■ この分野における今後の課題

今後、少子高齢化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、制度・分野ご

との「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えてより多くの人々の福祉活動への参画を促進し、市民総参画の地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。また、「制度の狭間」の課題に対し、関係機関の連携を強化するとともに、課題解決力の向上に取り組む必要があります。また、認知症高齢者や障害のある人が、判断能力が不十分なために財産の管理や契約などで不利益を被ったり差別されたりすることがないように、権利擁護の普及・啓発が求められています。

さらに、商店やスーパー、娯楽・飲食施設などにおいても、誰もが使いやすい施設の整備が求められます。こうした整備によって、高齢者や障がい者、子どもなどの社会活動の拡大を図るための環境整備を総合的に進めるとともに、まちづくりのすべての分野においてバリアフリー、ユニバーサル・デザインの視点の確保が必要になっています。

そのため、市民の理解と認識を深め、差別と偏見のない「心のバリアフリー」を築くことが求められます。

道路整備については、高齢者や障がい者、子どもなどが安全に通行・使用できるよう歩道・区画線等の設置整備を関係機関と連携を図り整備していますが、施設の老朽化も進んできており、維持管理費の増加も懸念されます。

また、改良整備後は利便性の向上から大型車の利用頻度の増加による振動・スピード超過等の影響も多くなっているため、高齢者や障がい者、子どもなどが安全に通行・使用できるよう警察署等と連携した対策も必要になっています。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) 福祉意識の高揚	<p>広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施など市民の福祉意識の高揚に努めます。また、市民や関係機関と連携しながら、複雑・多様化する福祉課題への支援や権利擁護の普及・啓発に取り組みます。</p>
(2) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援	<p>社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員の活動の充実、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。</p> <p>特に、ボランティアセンターの強化、福祉ボランティアやNPOの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。</p>
(3) ユニバーサル・デザインのまちづくり	<p>すべての人にやさしい地域づくりの発想であるユニバーサル・デザインの視点に立って、視覚障がい者誘導ブロック等の設置など道路や公共施設のバリアフリーの実現や生活環境の整備を進めます。</p> <p>また、民間事業者との連携を図り、市民が利用する施設のバリアフリー化を呼びかけ、活動範囲の拡大に努めます。</p>

施策	内容
(4) 心のバリアフリーの推進	<p>多世代間の交流、ボランティア活動への参加などを通して福祉意識の啓発を図り、人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を進めます。</p> <p>また、精神障がい者が地域で生きがいのある生活ができるためのシステムの構築を関係機関を含め取り組んでいきます。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
ボランティア登録団体数	団体	29	33	36	
社会福祉協議会会員加入世帯率	%	53.4	54.0	55.0	
民生委員・児童委員の充足率	%	100	100	100	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画 ・ 串間市高齢者保健福祉計画・串間市介護保険事業計画 ・ 串間市障がい者計画・串間市障がい福祉計画・串間市障がい児福祉計画 ・ 串間市公共施設等総合管理計画 ・ 串間市過疎地域自立促進計画
------	---

■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近所とのつきあい（コミュニケーション）を深めます。 ・ ボランティア活動などに参加します。 ・ お互いに声かけや見守りを行います。 ・ 自分たちだけでは解決が難しい場合には、各相談窓口に繋がります。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における見守りネットワークに参加します。 ・ 「制度の狭間の課題」に対し、分野横断的な相談体制づくりに努めます。 ・ 関係機関の連携強化により、権利擁護の普及・啓発に努めます。

施策 2-3

高齢者福祉の充実

■ SDGs との連携

連携する SDGs				
	目標 1 (貧困)	目標 3 (保健)	目標 11 (持続可能な都市)	目標 17 (実施手段)



■ 施策の目的

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援の充実を目指します。

■ この分野の現状と本市の取組

わが国では、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり高齢者人口がピークを迎える 2040 年には、高齢者人口が急激に増加し、これまでの状況を超えた高齢社会を迎えることが予想されています。

本市においては、高齢者数が横ばい状態となるものの、寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加が考えられ、また、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、核家族化に伴う家族介護力の低下などが進み、介護を要する高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられるため、高齢者施策の充実は引き続き市全体の大きな課題であると考えられます。

■ この分野における今後の課題

高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、在宅サービスの充実はもとより、要介護等の状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっています。

このため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開していくとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組むことが必要となります。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) 高齢者支援推進体制の整備	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、サービスの質の向上、苦情への適正な対応、総合的な推進体制の強化を図ります。
(2) 保健福祉サービスの推進	高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関係機関の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談をはじめ、地域の実情に応じた各種保健サービスの充実を図ります。
(3) 生きがいづくりと社会参加の促進	高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、高齢者の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。
(4) 高齢者が住みよいまちづくりの推進	<p>関係各課、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、緊急通報システムや地域での見守り活動など住み慣れた地域での生活を支援するなど高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。</p> <p>また、介護保険等の公的なサービスだけでは地域課題に完全には対応できないため、地域が主体となった取組（支え合い・助け合い活動等）による地域課題の解決に向け、地域連携組織と協働しつつ必要な支援方法について、地域の声を聴きながら適切な支援を行います。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
要介護認定率	%	17.2	17.2	17.2	
シルバー人材センター 会員数	人	64	88	88	
高齢者クラブ数	クラブ	20	25	30	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画 ・ 串間市高齢者保健福祉計画・串間市介護保険事業計画 ・ 串間市過疎地域自立促進計画
------	---

■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・高齢者は、自身の自立生活のために積極的に社会参加を行い、様々な機会を通じて健康づくり、介護予防及び介護サービスの適切な利用に努めます。・地域の中での自らの役割を自覚し、地域活動やボランティア活動に主体的に取り組みます。・介護が必要となった場合でも、適切なサービスを利用して、有する能力を生かし意欲的に生活を続けます。・家庭や地域で役割や居場所があり、生きがいを持って生活できるよう、お互いに見守り支えあいます。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">・利用者のニーズに応じた質の高い利用者本位のサービスを提供します。・介護保険サービスに関する情報の提供や、相談受付窓口、苦情受付窓口の整備を進めます。・高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。

施策 2-4

障がい者福祉の充実

■ SDGs との連携

連携する SDGs						
	目標 3 (保健)	目標 4 (教育)	目標 8 (経済成長と雇用)	目標 10 (不平等)	目標 11 (持続可能な都市)	目標 17 (実施手段)

■ 施策の目的

障がい者が地域社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスの定着や充実を図るとともに、地域で関わり合える社会環境づくりを推進します

■ この分野の現状と本市の取組

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現させるためには、障がい者が、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援し、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加・参画することができる環境を整えていくことが必要です。

本市では、現在、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、経済的支援をはじめ、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービスや障がい者に関わる多種多様なサービスの提供による適切な支援、さらには障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策など、地域社会の中で自立して暮らせるまちづくりを目指した施策を推進しています。

■ この分野における今後の課題

障がい者数は減少傾向にありますが、高齢化や障がいの重度化が進んでいます。

障がい者とその家族をサポートするため、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づく、相談・情報提供体制や各種サービスの充実、バリアフリーのまちづくりなど、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。

また、障がい者の社会参画や就労の促進を図るため、市民や企業等に対するノーマライゼーションの理念の一層の浸透を図る必要があります。

国が推進している施設内の生活から地域生活への移行については、障がい者自身が生活の場所の選択ができるよう、地域での受け皿の確保等の環境整備に努める必要があります。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) 障がい者支援の総合的推進	<p>障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき、生活支援を行う居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等の事業、自立のための訓練や就労の支援を行う就労移行支援等の事業、相談支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援等を行う地域生活支援事業、その他地域生活支援拠点の整備等の福祉サービスの提供体制の充実に努めます。</p> <p>また、様々な障がい特性に応じて多様な施策が必要と思われるため、今後も障がい者自立支援協議会及び同協議会の個別部会の役割や機能の充実に努めます。</p>
(2) 広報・啓発活動等の推進	<p>ノーマライゼーションの理念にもとづいたまちづくりや障がいを理由とする差別の解消を進めるため、各種団体等と連携し、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で生活が送れるよう住まい、働く場、活動の場への支援に努めます。</p> <p>また、合理的配慮の必要性について広報・啓発活動を進めます。</p>
(3) 保育・教育の充実	<p>障がい児保育を実施する保育施設等と連携を図り、障がい児保育や特別支援教育の充実に努め、適切な就学・就労相談及び指導に努めるとともに、安心して子育てができる環境整備に努めます。</p>
(4) 就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進	<p>関係機関との連携のもと、事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発に努めるとともに、障がいの特性に応じた福祉的就労機会の充実に努めるとともに、障がい者のスポーツ・レクリエーション、文化活動等への参加促進を図ることで、障がい者の社会参加を促進します。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
障がい福祉に係る施設入所者数	人	54	53	52	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none">・ 串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画・ 串間市障がい者計画・串間市障がい福祉計画・串間市障がい児福祉計画・ 串間市障害者活躍推進計画・ 串間市過疎地域自立促進計画
------	--

■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい及び障がい者を正しく理解します。・ 障がい者の社会参加に関しての手助けや支援を行います。・ 障がい者は可能な限り、積極的な社会参加に努めます。
地域・ 団体・ 事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい者の参加を支援するとともに、障がい福祉活動への参画に努めます。・ 障がい者が安心して生活できる環境をつくれます。・ 障がい者の雇用の促進と職業の安定に努め、施設等のバリアフリー化を図ります。

施策 2-5

子育て支援の充実

■ SDGs との連携

連携する SDGs					
	目標 1 (貧困)	目標 2 (飢餓)	目標 3 (保健)	目標 4 (教育)	目標 5 (ジェンダー)



■ 施策の目的

妊娠・出産期から乳幼児期まで切れ目のない支援を行うとともに、幼児教育・保育の提供体制の確保や多様な保育サービスの充実、地域全体で子育て家庭を支え、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。

■ この分野の現状と本市の取組

少子化の進行とともに、地域のつながりの希薄化、共働き家庭・核家族化の増加など、子育てを取り巻く地域や家庭の環境はめまぐるしく変化しています。このような子育て環境の中で、不安感や負担感、孤立感を感じながら日常生活を送っている親が、少しでも安心して生活できるよう支援することは、本市の将来の活力向上にもつながっていくものであります。本市では、保育所の体制整備とサービスの充実を図るとともに、「子育て世代包括支援センター」及び「地域子育て支援センター」など相談支援体制の強化を図り、育児相談や情報提供など子育て支援に努めています。

さらに、児童の放課後の過ごし方、母子保健事業の充実、乳幼児・児童・生徒の医療費助成、保健・福祉・教育・医療の連携、ひとり親家庭への支援など各種の子育て支援施策を推進してきました。これまで実施してきた子育て支援策としては、子育て家庭の負担軽減に取り組み、第3子以降保育料の無償化を実施してきました。さらに、国の制度における令和元年10月からの保育料無償化にあわせて、国の制度を拡充する形で、市独自に保育料無償化における1号認定と2号認定で生じる差を解消する施策や、国の制度において対象外となる副食費についても、1号及び2号認定について助成することで経済的負担の軽減を図ったところ です。

■ この分野における今後の課題

子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化や、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情の変化に対応すべく、保育所・認定こども園・学校の一層の連携強化を図り、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要となっています。

今後は、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、多様なニーズに合わせたきめ細やかな支援を展開し、より高い専門性とそれに裏付けられた実践力で、子育て家庭を地域全体で支援していく体制を積極的に展開する必要があります。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) 総合的な子育て支援の充実	<p>子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てに関する各種施策を展開し、地域の実情や時代に即応できる施策を推進し、「子育てするならくしま」の体制づくりを進め、子育て環境の中で、不安感や負担感、孤立感を感じながら日常生活を送っている親が少しでも安心して生活できるよう、子育て支援や幼児学校・教育を充実させます。</p> <p>また、保育や子育て支援のニーズや課題に対して適切な事業を実施し、さらなる子育てのしやすい環境整備に取り組みます。</p>
(2) 保育サービスの充実	<p>特別保育など多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実や施設等保育環境の改善とともに、地域での子育て支援の拠点となる教育・保育施設において、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。</p>
(3) 要保護児童等への対応の推進	<p>関係機関・団体との連携のもと、児童虐待などによる要保護児童への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取組を推進します。</p>
(4) 相談・援助体制の充実	<p>育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう、相談・援助体制としての子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援センターにおいて、親子の触れ合いの場の提供や育児・子育てに関する情報の提供を行い、子育て世代が安心して産み育てられるようさらなる利用促進を図ります。また、地域教育・保育施設において「子育て相談」に対する支援の充実や乳児・児童・生徒への医療費助成の充実に努めます。</p>

施策	内容
(5) 親の育児能力向上の支援	親が子育てを自立して行うことができるよう、保育士、保健師、栄養士、家庭児童相談員等による子育て相談や子育て中の仲間づくりなど、子育て環境の整備に努めます。また、今後は専門性を活用した子育て講座等を開催するなど、保育施設等とも連携していきます。
(6) 新婚・子育て世帯の定住に向けた経済的負担の軽減	新婚・子育て世帯の定住を図るため、子育てに対する経済的支援や出産・育児・出産に関する相談や指導、役立つ情報の提供を行い、「子育てするならくしま」と認識してもらえよう、新婚・子育て世代にやさしいまちづくりを進めます。
(7) 男女があらゆる分野で活躍できる環境の整備と仕事と家庭が両立できる働き方の実現に向けた支援	男女が共に生きる環境づくりを念頭に、仕事と生活の調和の実現に向け、それぞれの生活スタイルに対応した多様な働き方や、職場における労働条件や環境整備に向けた啓発等を行い、男性も女性も性別に関係なく、一人の個人としてその個性と能力が発揮できるよう支援していきます。

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
教育・保育の充足率	%	100	100	100	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画 ・ 串間市子ども・子育て支援事業計画 ・ 串間市子どもの未来応援計画 ・ 串間市母子保健計画 ・ 串間市過疎地域自立促進計画
------	---

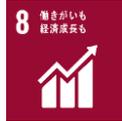
■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・保護者や家族、地域が協力して、見守り、ともに遊び学んで、愛情豊かに子どもの育ちを支えます。・子どもの人権と安全を守る意識を持ち、安全パトロール等の取組に積極的に参加します。・児童虐待など気になる家庭がある場合は、連絡（通告）するとともに、常に子どもを虐待から救うため行動します。・子育て家庭との交流を心がけるとともに、関心を持つよう努めます。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">・仕事と家庭のバランスがとれるよう、働き方の見直しを進めます。・児童虐待防止等の取組を推進します。

施策 2-6

社会保障の充実

■ SDGs との連携

連携する SDGs				
	目標 1 (貧困)	目標 3 (保健)	目標 8 (経済成長と雇用)	目標 16 (平和)

■ 施策の目的

すべての市民が健康で安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めるとともに、ともに支え合う地域づくりの推進に努めます。

■ この分野の現状と本市の取組

国民健康保険被保険者は、年金生活者や低所得者が多く、年齢構成が高く、これに伴い医療費水準も高い状況にあり、本市においても厳しい財政運営となっています。このような情勢の中、生活習慣病対策である特定健康診査・特定保健指導の実施、保健指導の早期介入、疾病の早期発見・予防活動の徹底などにより、医療費の抑制を図ることが必要です。

また、平成 30 年度から、安定的な国保の運営を図ることを目的として、運営主体を市町村から県へ移行したところであり、今後は関係機関との連携を強化し、情報を共有しながら、きめ細かなサービスを確保する必要があります。

併せて、生活に困窮する者などに対しては、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の適正運用の促進に努めています。

■ この分野における今後の課題

今後は、医療費の適正化や国民健康保険税の収納率の向上など事業の健全運営に向けた取組を進めるほか、国保の運営主体が県へ移行したこと等制度改革への適切な対応に努める必要があります。

一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要な不可欠な制度です。今後、市民の年金受給権の確保のため制度に対する市民の理解をさらに深めていく必要があります。

また、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生活保護をとりまく環境は大きく影響を受けます。今後とも、低所得者の経済的自立と生活意欲の高揚に向け、これらの取組を継続して実施していく必要があります。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) 国民健康保険事業の適正運営	<p>国民健康保険加入資格の状況調査を行い、資格異動未届者に対して個別指導等を行うとともに、ねんきんネットシステムを活用するなど、被保険者資格の適正化に努めます。</p> <p>また、広報・啓発活動や医療費通知等を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検調査の充実や被保険者への指導等により適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。</p> <p>さらに、医療費に見合う国民健康保険税の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。加えて、特定健康診査・特定保健指導の推進をはじめ、生活習慣病の対策強化と重症化予防を図り、医療費の抑制に努めます。また、後発医薬品の活用は、短期的に医療費を抑制できることから、さらに活用の啓発に努めます。</p>
(2) 国民年金制度の周知	<p>年金事務所と連携した広報・啓発活動の推進等により、国民年金制度の周知を図るとともに、市民の年金受給権の確保のため、年金相談の充実を図り、制度への市民の理解と関心を高めていきます。</p>
(3) 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正運用	<p>生活に困窮する者などの相談に適切に応じるとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正運用とハローワークなど関係機関と連携した生活困窮世帯及び生活保護世帯の自立更生を支援します。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
値段が安価な後発医薬品の利用割合が医薬品全体に占める割合	%	81.3	85.0	87.0	

■ 個別計画

個別 計 画	<ul style="list-style-type: none">・ 串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画・ 串間市保健事業実施計画・ 串間市過疎地域自立促進計画
--------------	--

■ 参画と協働の指針

市 民	<ul style="list-style-type: none">・ 身心の健康の充実を図り、勤労意欲の向上に努めます。・ 健康診査や保健指導を積極的に活用し、自らの健康増進に努めます。・ 医療保険制度を安定的に持続させるため、後発医薬品の利用や適正受診に努めます。
地 域 ・ 団 体 ・ 事 業 者	<ul style="list-style-type: none">・ 市が行う健康診査などに協力します。 <p><社会福祉協議会></p> <ul style="list-style-type: none">・ 生活困窮者に対し、小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。